



誤配で届いた桃を高齢の父が食べてしまった。 弁償しなければならない？

相談者の気持ち

高齢の父が、家族の不在時に宅配で届いた桃を食べてしまいました。送り状(伝票)を確認すると隣家宛ての荷物でした。父にも責任があるとは思いますが、誤配した宅配業者にも責任があると思います。父が弁償しなければならないのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか



お父さんが、誤配であることを明確に認識して、それでも食べてしまったということであれば法的責任はない、と思われます。

民法703条に不当利得という規定があります。

これには、「法律上の原因なく他人の財産^{また}又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼしたもの(「受益者」という)は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う」とされています。

誤配された桃は、当然ながらこの条文でいう「他人の財産」です。

食べてしまったことで、他人に損失を与えたことになりまますから、返還の義務を負いますし、現物がないときは、金額換算して価額弁償の義務を負いそうです。賠償額は、桃の時価ということになるでしょう。

ただ、前記の条文には「その利益の存する限度において」という限定があります。食べてしまったのですから、もう「その利益」が存在しません。

したがって、まだ食べていない桃を返還する義務があることは当然ですが、食べてしまった部分については返還や価額弁償の義務はありません。

ただし、社会儀礼上、隣人に謝る必要はあるでしょう。

なお、「荷物を受け取ったときや開封する際に、普通は、宛先を見るものではないか。そうすれば、宛先が隣であることに気づいたはずだ。それをしなかったところに、お父さんの過失があるのではないか。そうした過失がある場合も責任を負わないのだろうか」という疑問はあろうかと思えます。

ただ、学説の多くは、過失があっても責任はない、という立場が有力です。

今回は比較的少額の桃の誤配というケースですが、もっと高額品の誤配が問題となって、裁判所で争われた例などでは、受け取ったほうの過失なども考慮して返還額が決められたこともあります。

大手宅配業者のウェブサイトには、宅配業者の契約相手(通常は、送り主)に対して、宅配を委託された荷物について事前に申告された金額(責任限度額)の範囲で損害賠償に応じる旨の約款があります。

現実問題として、この間違いの事態を宅配業者に連絡すれば、その宅配業者が本来の受取人に対して誤配を陳謝するなどの対応をしてもらえることが多いようです。

